

# 第3期 美深町こども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月

美 深 町

# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 児童人口の推計 .....	2
第2章 美深町の現状 .....	3
1 美深町の人口と世帯 .....	3
2 ニーズ調査結果 .....	6
第3章 第2期計画の実施状況 .....	20
1 教育・保育事業の状況 .....	20
2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況 .....	21
第4章 計画の基本的な考え方・事業計画 .....	26
1 基本理念と基本的視点 .....	26
2 基本目標 .....	27
3 施策の体系 .....	28
(1) 地域における子育ての支援 .....	29
(2) 子どもと保護者の豊かな健康づくりの推進 .....	31
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	32
(4) 子育てを支援する生活環境の整備 .....	34
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....	36
(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進 .....	36
(7) 子どもの安全の確保 .....	37
(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 .....	38
(9) こども・若者が個人として尊重され、自分らしく成長できる地域社会の現実 .....	39
第5章 子ども・子育て支援事業 .....	41
1 教育・保育提供区域の設定 .....	41
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容 .....	41
3 地域子ども・子育て支援事業の提供 .....	42
第6章 計画の推進にあたって .....	48
1 計画の推進体制 .....	48
2 計画の推進管理 .....	48
《資料》計画策定委員会 .....	49

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

町においても、子ども・子育て支援法に基づき平成27年に第1期計画を、令和2年には第2期計画を策定し、幼児教育と保育を一体的に提供する体制づくりや子育て支援サービスの充実を図っています。

また、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

また、同じくして、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となり、こども施策に関する大綱が示されました。

このような状況を踏まえ、これからも幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくとともに、こども基本法に基づき、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組などを社会の真ん中に据えた施策の方向性を盛り込んだ『第3期美深町こども・子育て支援事業計画』（令和7年度～令和11年度）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

現行計画である「美深町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、次世代育成支援対策推進法第8条に定められる「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」を包含する計画です。

さらに、まちづくりの総合的指針である「第6次美深町総合計画」や「美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として、こども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための計画となるものです。

「第3期美深町こども・子育て支援事業計画」では、国の「こども基本法」や「こども大綱」を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進します。

### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から、令和11年度を目標年次とする5年間を計画期間とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
← 第2期子ども・子育て支援事業計画 →					← 第3期子ども・子育て支援事業計画 →				

### 4 児童人口の推計

計画期間の児童人口については、過去3年の住民基本台帳人口を用いて、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

【計画期間における児童人口の推計】

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	16	14	14	14	12
1歳	12	15	13	13	13
2歳	18	12	16	13	13
3歳	15	18	12	16	13
4歳	26	17	20	13	17
5歳	22	25	16	19	13
6歳	17	20	23	14	17
7歳	18	17	20	23	13
8歳	18	17	16	19	22
9歳	21	17	16	16	19
10歳	13	20	16	15	15
11歳	20	12	19	15	14
合計	216	204	201	190	181

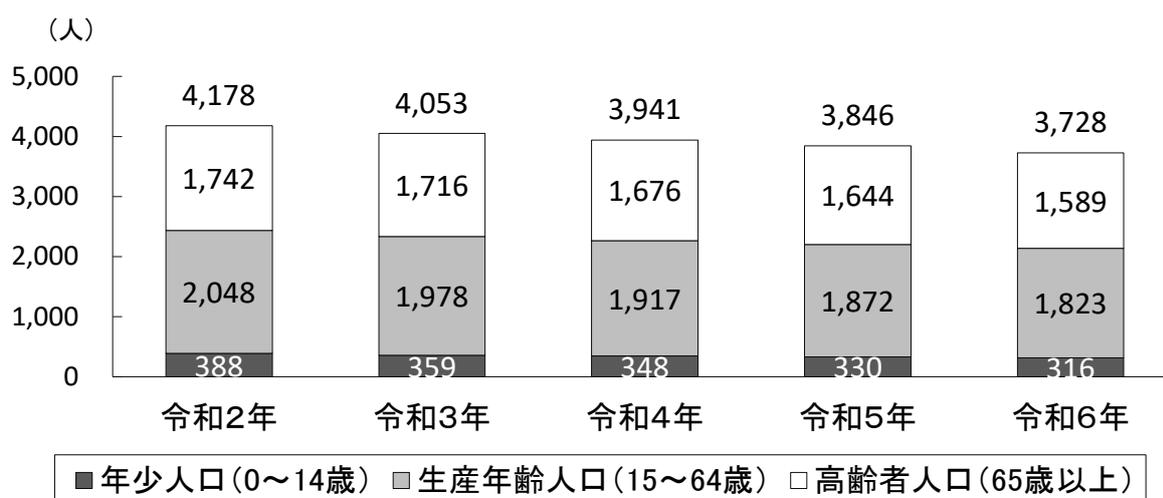
※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

## 第2章 美深町の現状

### 1 美深町の人口と世帯

#### (1) 年齢3区分別の人口推移

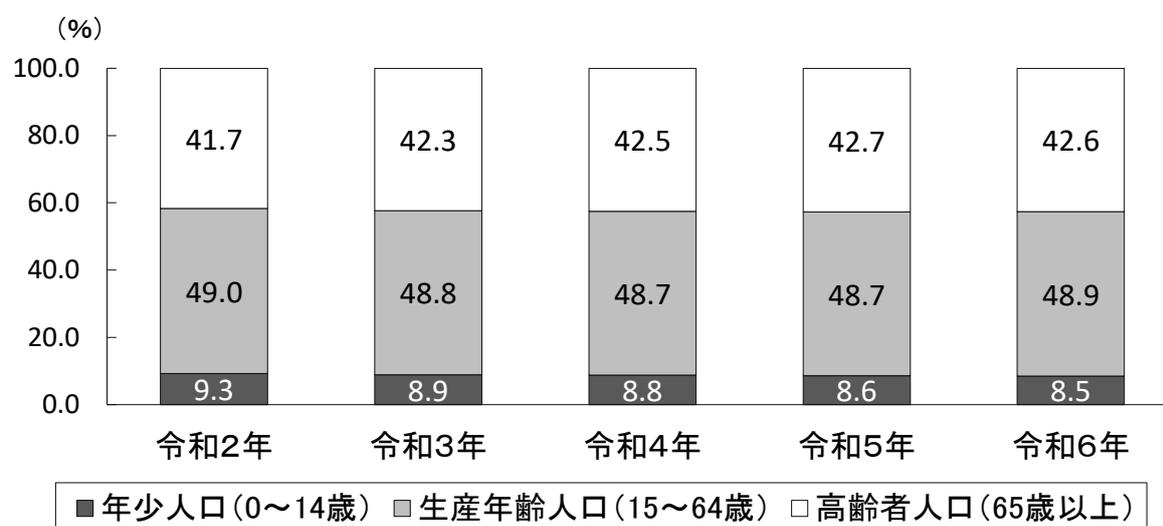
美深町の総人口は減少傾向にあり、年齢3区分別人口の推移も全て減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

#### (2) 年齢3区分別人口比率の推移

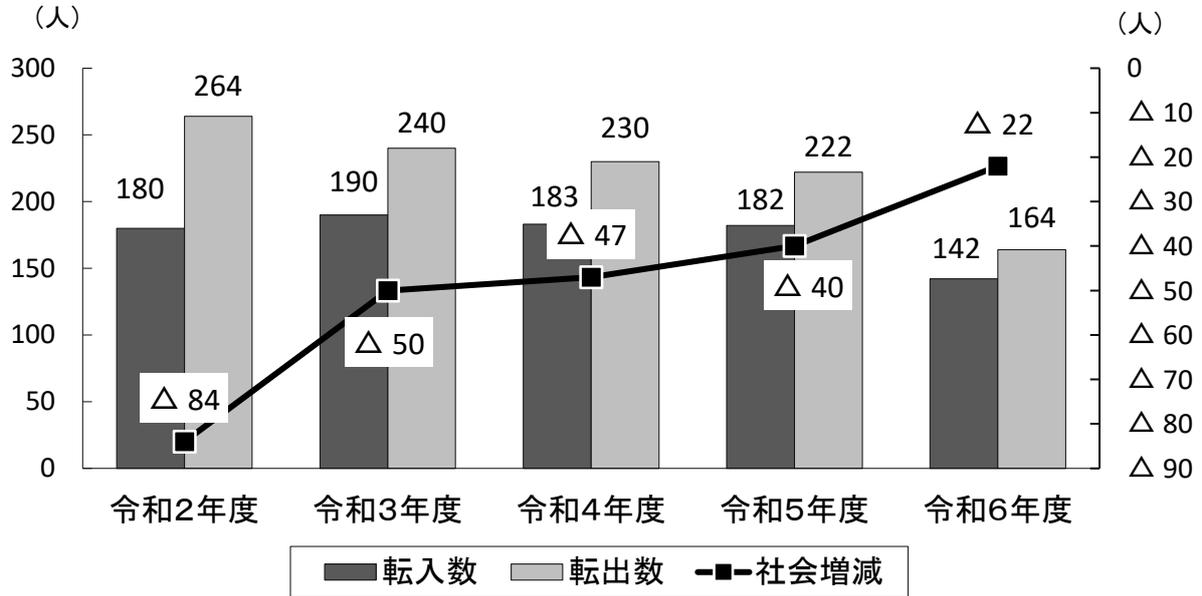
年齢階層別人口比率の推移をみると、年少人口比率は減少傾向にあり、高齢者人口比率は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(3) 社会動態

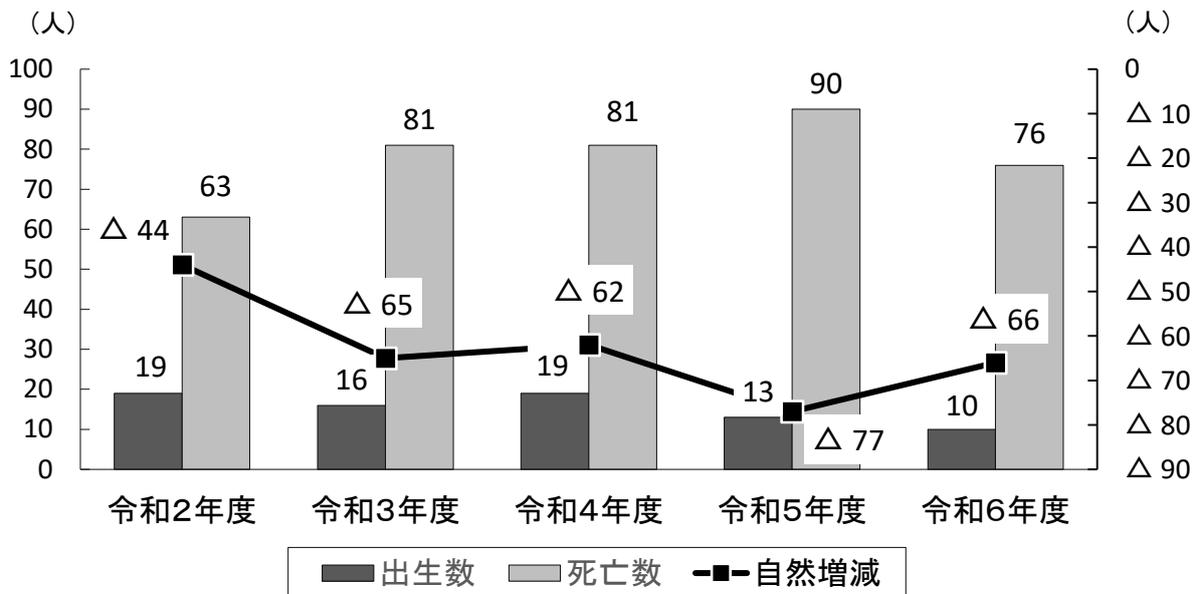
転入数、転出数共に、増減を繰り返しながら推移しています。  
社会増減は、転出が転入を上回っています。



資料：住民生活課（令和6年度は2月末現在）

(4) 自然動態

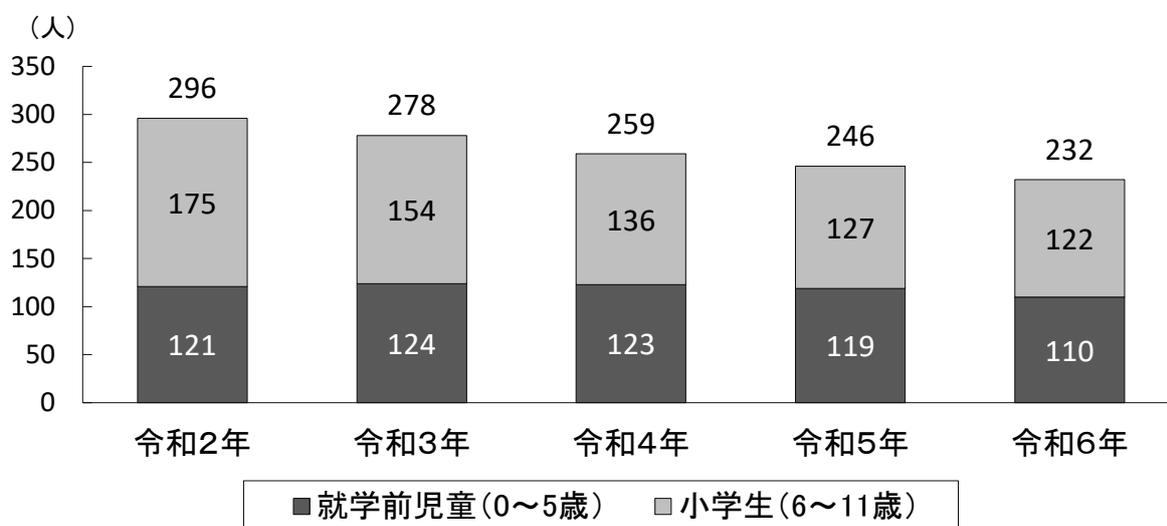
出生数は減少傾向にあり、死亡数は増加傾向にあります。自然増減は、死亡数が出生数を大きく上回っています。



資料：住民生活課（令和6年度は2月末現在）

## (5) 子どもの人口推移

就学前児童数（0～5歳）、小学生数（6～11歳）は、ともに減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

## 2 ニーズ調査結果

### (1) 概要

#### ア 調査の目的

本調査は、令和7～11年度の「第3期美深町こども・子育て支援事業計画」を策定するに当たって、対象となる子どものいる家庭を対象に、子ども・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」など保護者の意向を把握し、計画に反映させることを目的に実施しました。

#### イ 調査対象及び調査方法

調査対象	●就学前児童 : 88世帯 ●小学生 : 96世帯
調査期間	令和6年12月
回収票数	●就学前児童 : 41票 ●小学生 : 44票
回収率	●就学前児童 : 46.6% (41/88) ●小学生 : 45.8% (44/96)

#### ウ 留意事項

- ① 設問には回答選択肢から1つのみ答える単数回答(SA:シングルアンサー)と、複数回答(MA:マルチアンサー)があります。
- ② グラフ中の「n」については、回答割合を算出する際の分母(全体の回答数もしくは回答者数)となる数値です。
- ③ 回答割合は選択肢ごとに小数第二位を四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならないものがあります。
- ④ 設問については、内容を損なわない範囲内で、要約して表記しています。
- ⑤ 回答の対象者が限定される限定設問については、全体の回答(者)数よりも「n」(分母)が小さくなります。
- ⑥ 回答の選択肢として「その他」を選択した人の具体的記述については、主な意見を掲載しています。

(2) 主な調査結果

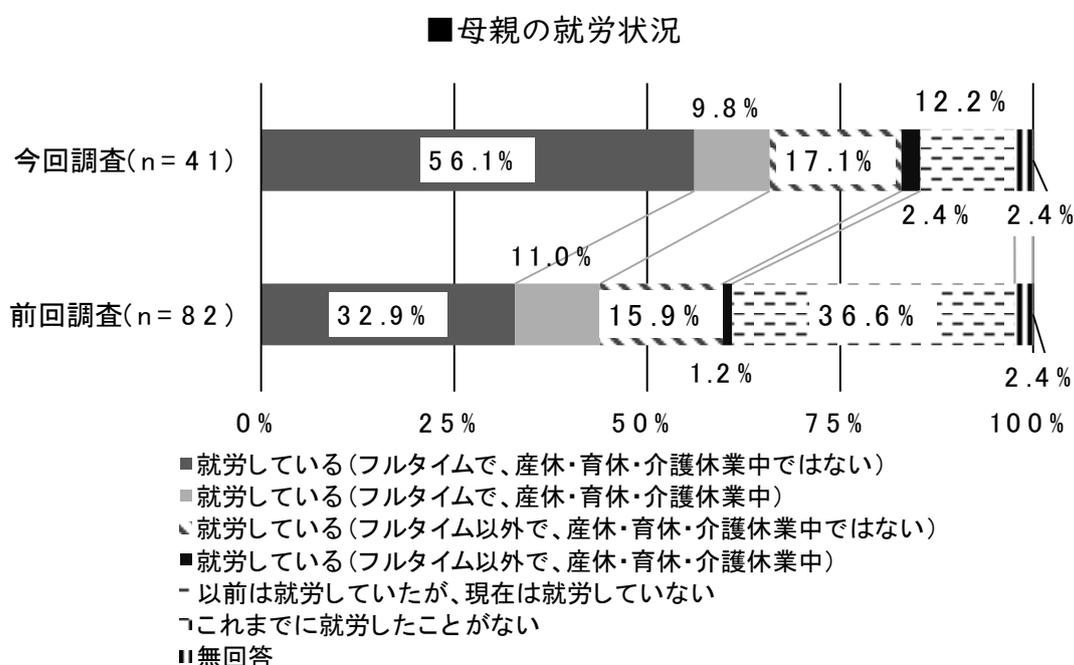
ア 就学前児童

(ア) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況 (SA)

フルタイムで就労している母親(産休・育休・介護休業中を除く)が56.1%と、前回の32.9%から増加していることが分かります。

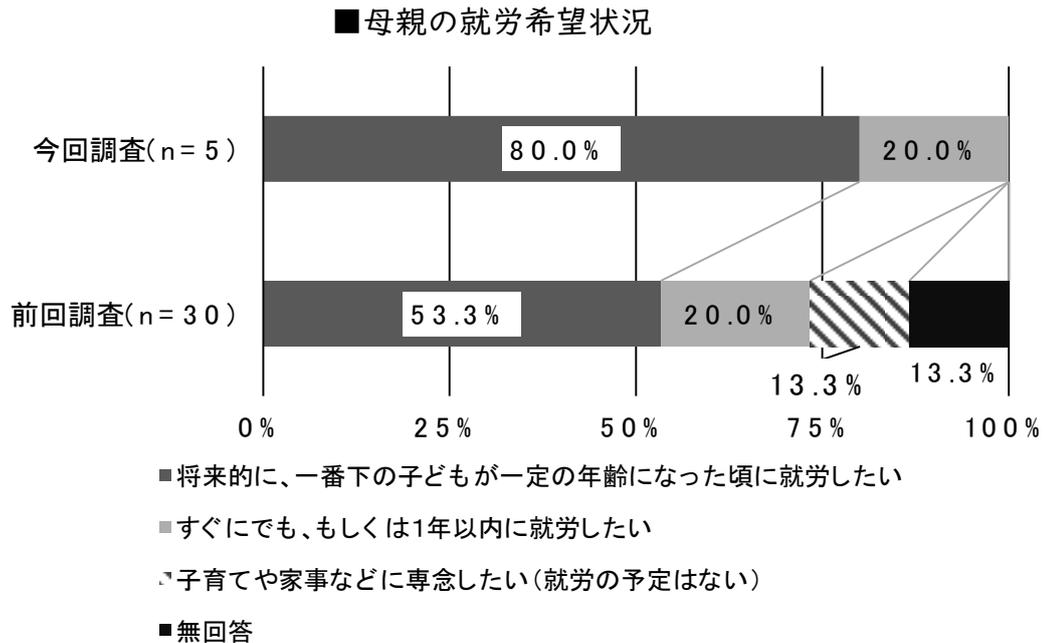
また、以前は就労していましたが現在は就労していない母親の割合が36.6%から12.2%へと大幅に減少しており、仕事をしている母親が増えていることが分かります。



② 現在、就労していない母親の就労希望 (SA)

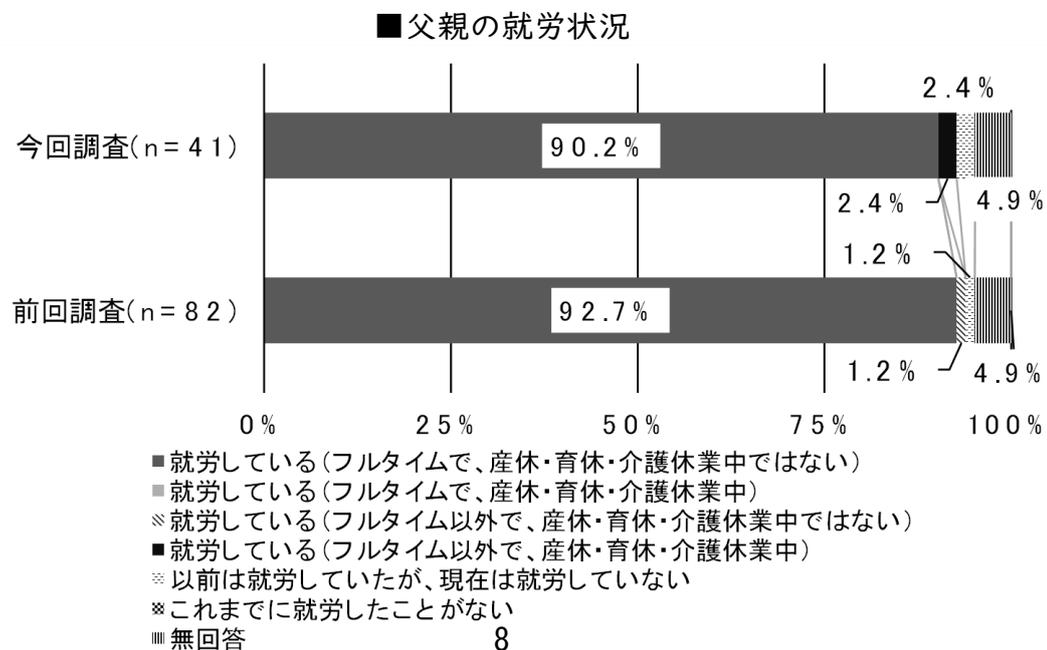
現在働いていない母親のうち「将来的に、一番下の子どもが一定の年齢になった頃に就労したい」と答えた割合が 53.3%から 80.0%へ大幅に増加しています。

また、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」と答えた母親の割合が 13.3%から 0.0%へ減少しており、回答者全員が就労意欲を持っていることが分かります。



③ 父親の就労状況 (SA)

父親の就労状況について、今回調査では「フルタイムで、産休・育休・介護休業中ではない」という就労形態が 90.2%と前回調査の 92.7%から 2.5 ポイント減少しました。依然として、フルタイムの形態で仕事をしている父親が高い割合となっています。

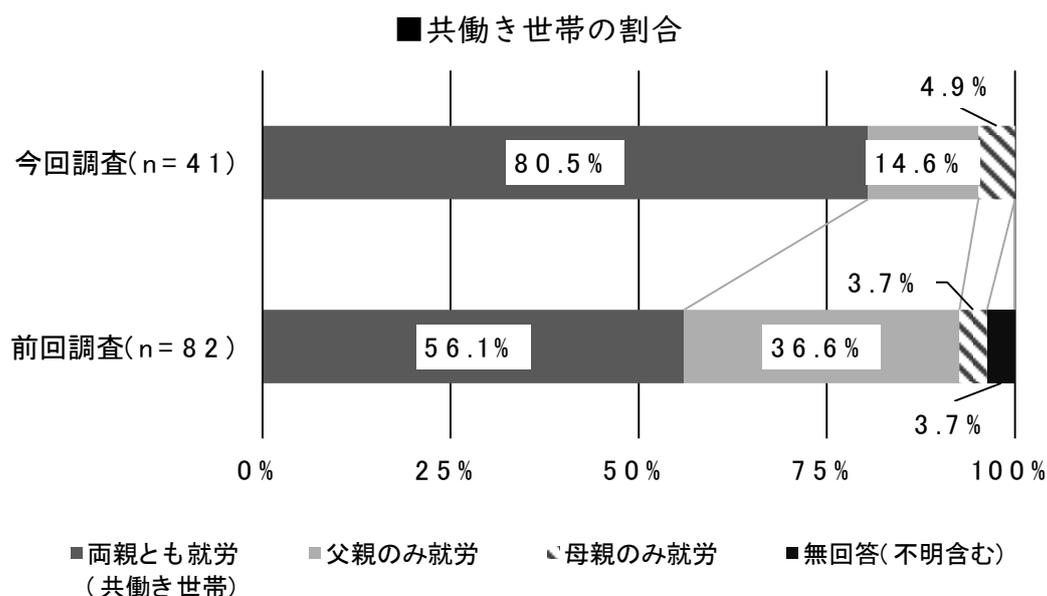


## ④ 共働き世帯の状況（クロス集計）

今回調査の結果では、「両親とも就労（共働き世帯）」の割合が56.1%から80.5%へ大幅に増加し、共働きの割合が増加していることが分かります。

一方、「父親のみ就労」の割合は36.6%から14.6%へと減少しました。

「母親のみ就労」の割合はわずかに増加しており、家庭の事情により母親が主要な働き手となる家庭も存在しています。

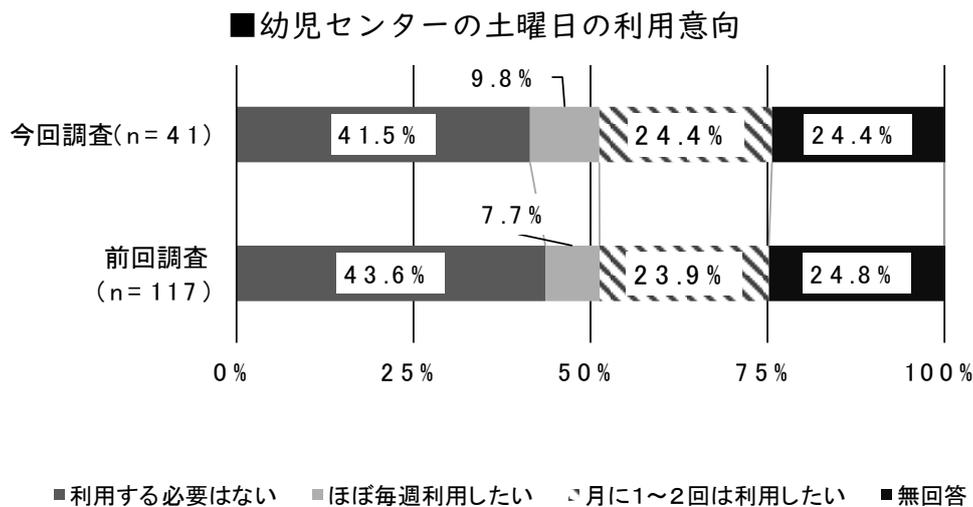


(イ) 幼児センターの利用について

① 土曜日の幼児センターの利用意向 (SA)

土曜日に幼児センターを「利用する必要はない」と答えた割合が43.6%から41.5%に2.1ポイント減少しています。

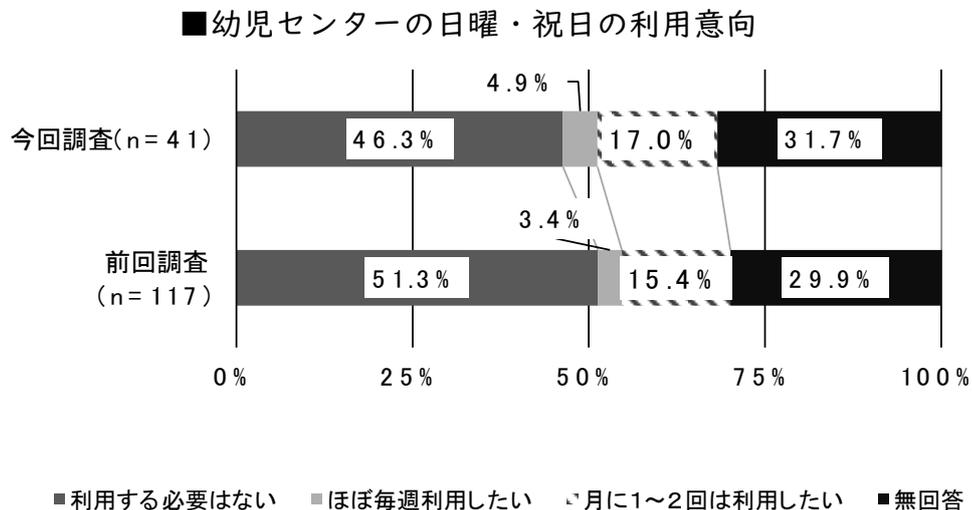
一方、「ほぼ毎週利用したい」と答えた割合が7.7%から9.8%に増加し、「月に1～2回は利用したい」という回答は23.9%から24.4%へとほぼ横ばいでした。



② 日曜・祝日の幼児センターの利用意向 (SA)

日曜・祝日に幼児センターを「利用する必要はない」と答えた割合が51.3%から46.3%へ5.0ポイント減少しています。

一方、「ほぼ毎週利用したい」という回答が3.4%から4.9%に増加し、「月に1～2回は利用したい」という回答も15.4%から17.0%へとわずかに増加しました。



## ③ 幼児センターに望むこと (MA)

幼児センターに望むこととして、「友だちとのびのびと遊ぶこと」を希望する家庭の割合が70.7%で最も多く、次いで、「自然体験など多様な体験をすること」の割合が48.8%となっています。

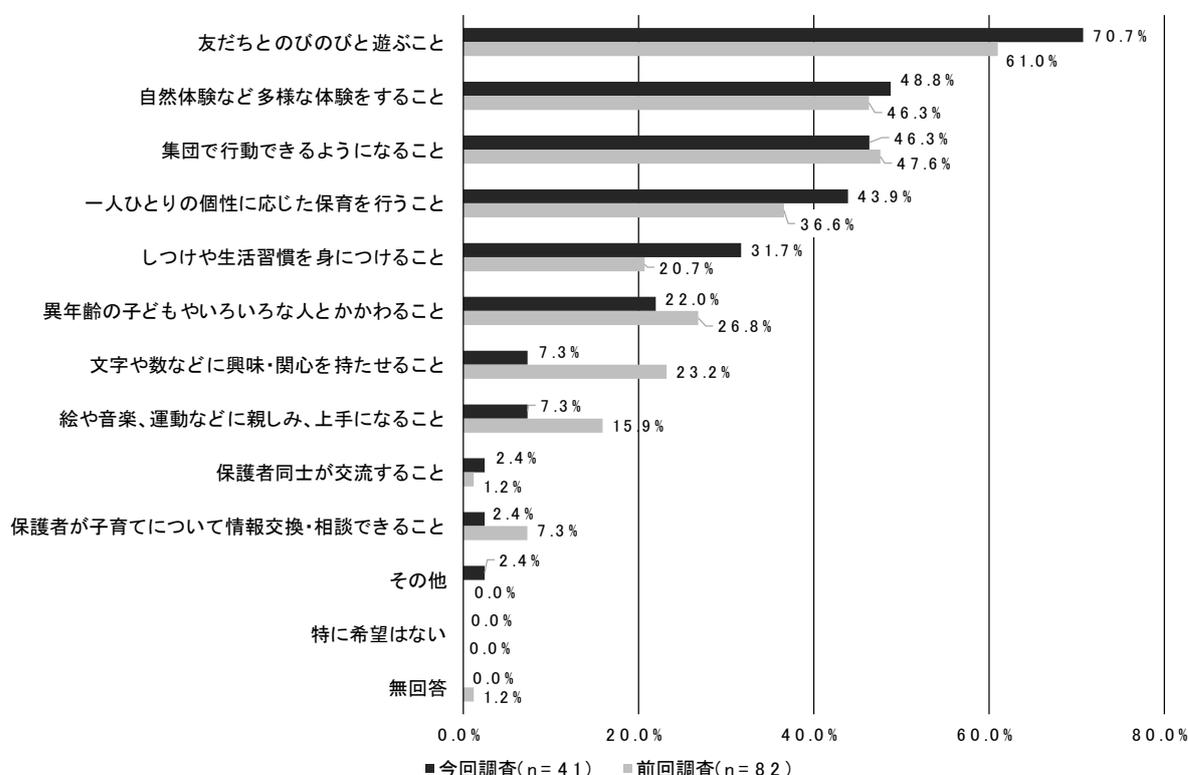
前回調査と比較して、「友だちとのびのびと遊ぶこと」の割合は61.0%から70.7%に9.7ポイント増加しており、子どもたちが自由に遊ぶ環境を重視している家庭が増えていることが分かります。

また、「しつけや生活習慣を身につけること」の割合も20.7%から31.7%に11.0ポイント増加しており、基本的な生活習慣の指導への期待が高まっています。

一方で、「文字や数などに興味・関心を持たせること」の割合は23.2%から7.3%へ15.9ポイント減少し、「絵や音楽、運動などに親しみ、上手になること」の割合は15.9%から7.3%へ8.6ポイント減少しています。

家庭が幼児センターに対して、遊びや生活習慣の形成を期待する傾向が強まっていると考えられます。

## ■ 幼児センターに望むこと



(ウ) 子育て環境について

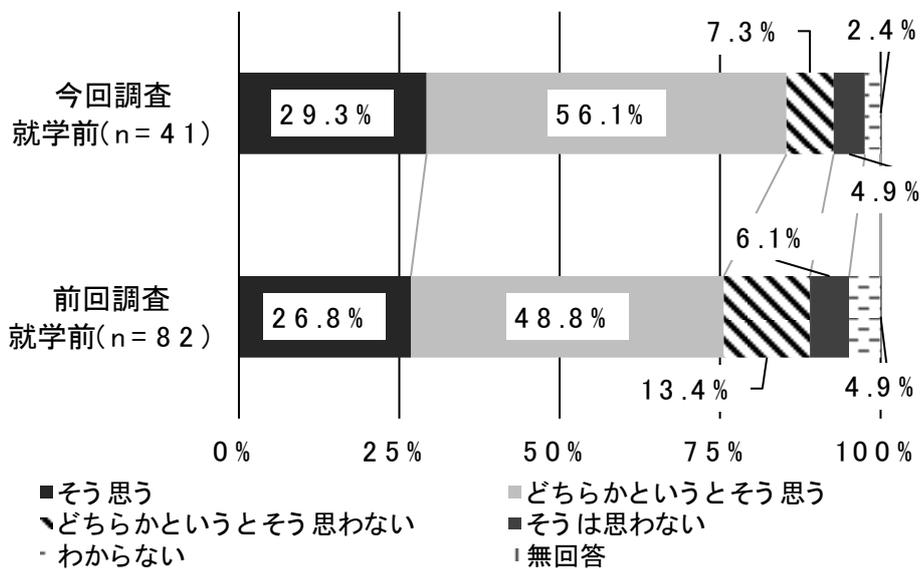
① 美深町は子育てをしやすいまちだと思うか (SA)

前回調査と比較して、「そう思う」の割合と「どちらかというと思う」の割合の合計は、75.6%から85.4%へ9.8ポイント増加しています。

一方、「どちらかというと思わない」の割合と「そうは思わない」の割合の合計は、19.5%から12.2%へ7.3ポイント減少しました。

美深町が子育てに適した環境であると考え保護者が増加していることを示しています。

■美深町は子育てしやすいまちだと思うか



## ② 子育てしやすいまちづくりのために最も重要だと思うこと (MA)

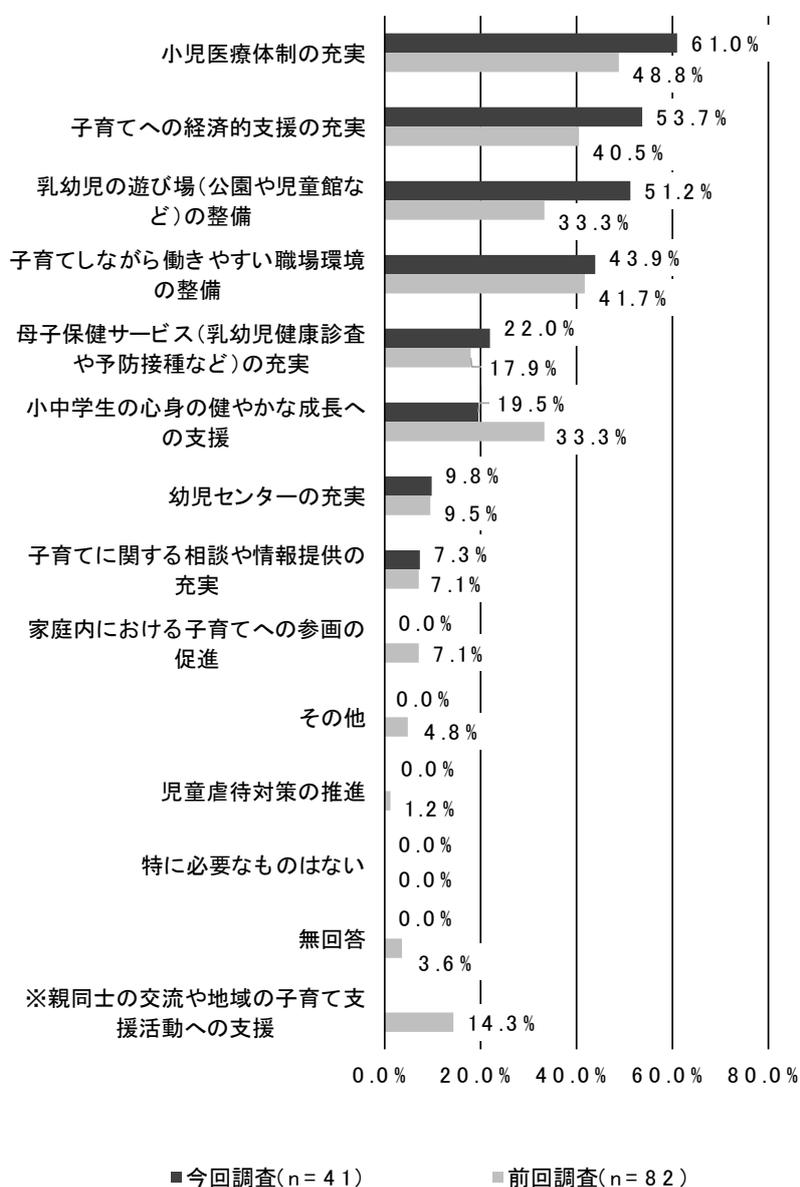
「小児医療体制の充実」の割合が61.0%で最も多く、次いで、「子育てへの経済的支援の充実」の割合が53.7%となっています。

前回調査と比較して、「小児医療体制の充実」の割合は12.2ポイント増加しています。

また、「子育てへの経済的支援の充実」の割合は40.5%から53.7%へ13.2ポイント増加しています。

就学前児童の保護者にとっては、医療体制・経済的支援が必要とされていることが分かります。

## ■子育てしやすいまちづくりのために最も重要だと思うこと



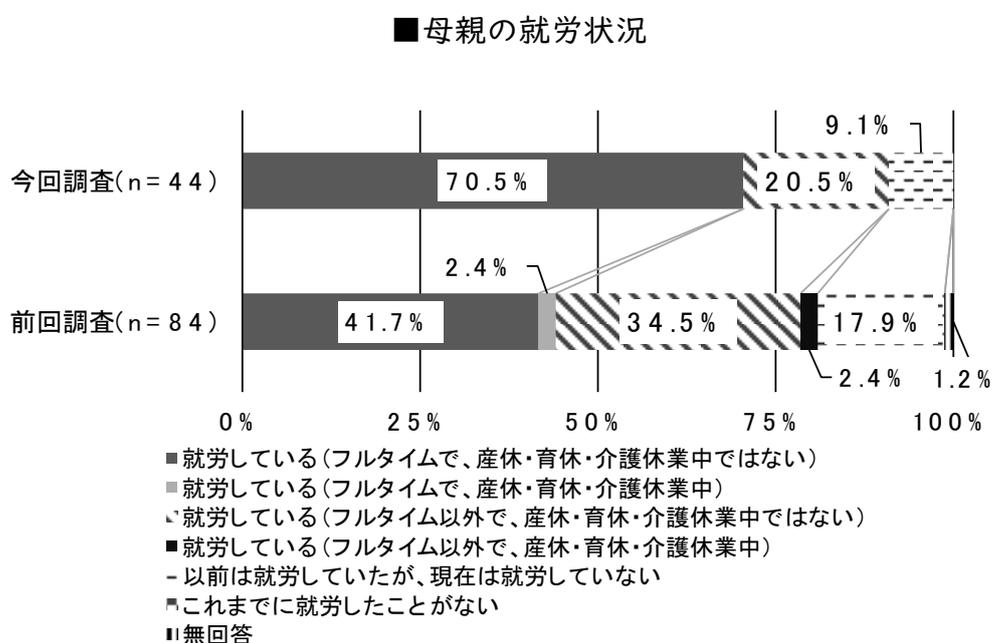
イ 小学生

(ア) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況

今回の調査結果では、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」母親の割合が 41.7%から 70.5%へ大幅に増加しています。

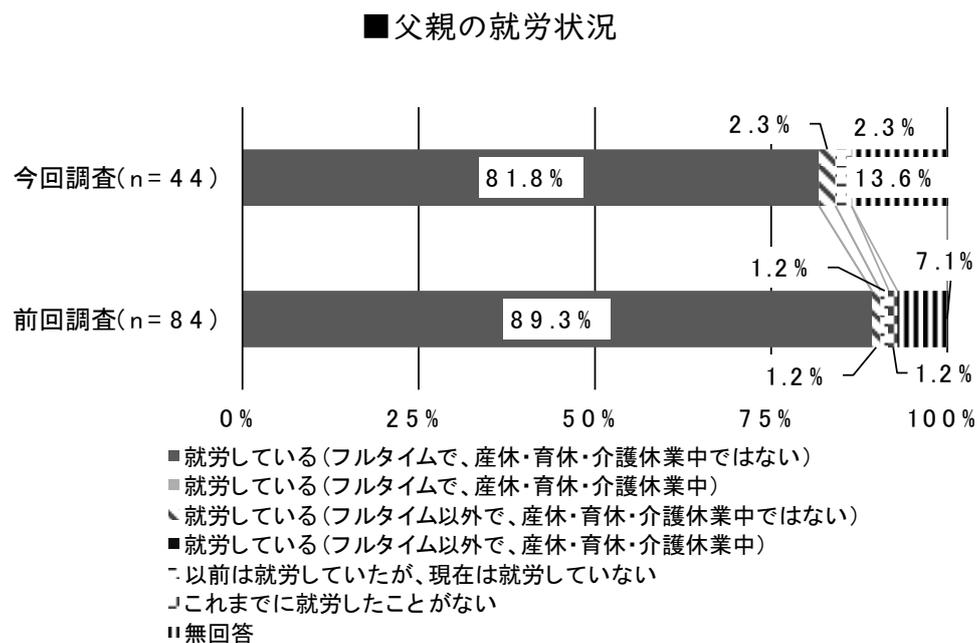
一方、「フルタイム以外で就労している」母親の割合は 34.5%から 20.5%へ減少しており、母親がフルタイムで働くことを選択する傾向が強まっていることが分かります。



② 父親の就労状況 (SA)

今回の調査結果では、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」父親の割合が89.3%から81.8%へ減少しました。

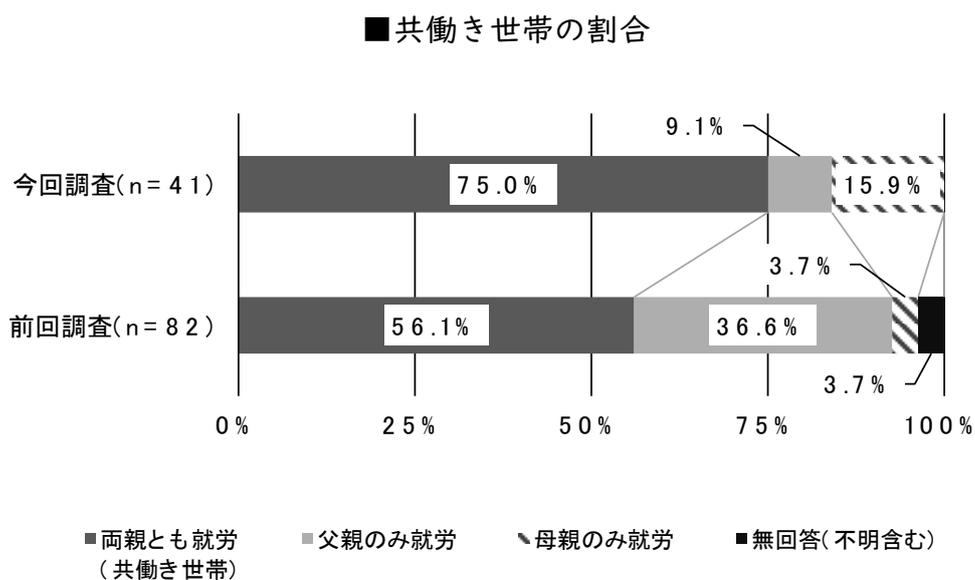
一方、「フルタイム以外で就労している」や「以前は就労していたが、現在は就労していない」という割合がそれぞれ1.2%から2.3%に増加しています。



③ 共働き世帯の状況（クロス集計）

「両親とも就労（共働き世帯）」の割合が 56.1%から 75.0%へ大幅に増加しており、共働きの割合が増加していることが分かります。

一方で、「父親のみ就労」の割合が 36.6%から 9.1%へ大幅に減少し、母親が就労を選択する家庭が増えていることを示しています。



## (イ) 子育てに関する悩みについて

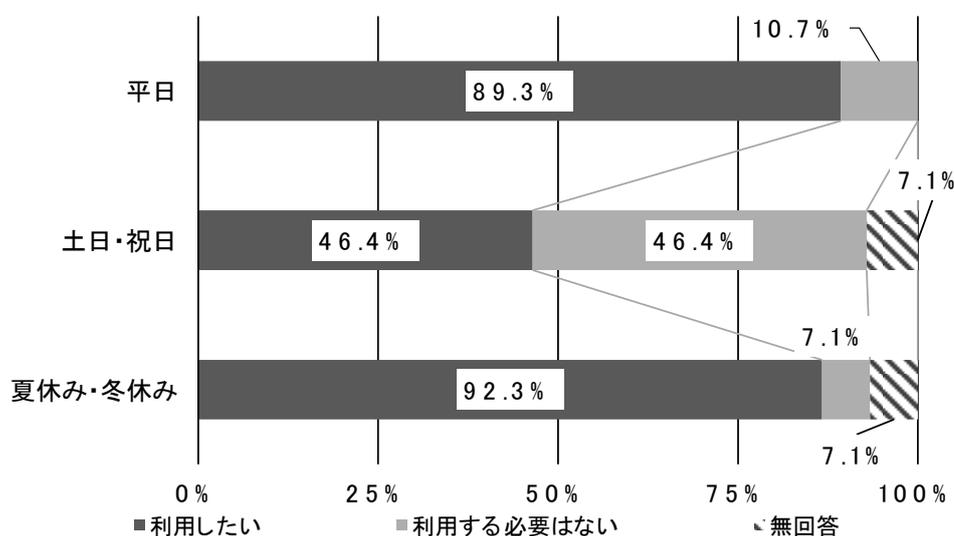
## ① 平日、土日・祝日の「放課後子ども教室」・「放課後児童クラブ」の利用希望 (SA)

今回の調査結果では、「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」の利用希望において、「夏休み・冬休み」に利用したいと答えた割合が92.3%と非常に高いことが分かります。

同様に「平日」の利用希望も89.3%と高い割合を占めています。

一方で、「土日・祝日」に利用したいと答えた割合は46.4%と、平日の利用希望や長期休暇の利用希望に比べて低いことが分かります。

## ■ 「放課後子ども教室」または「放課後児童クラブ」の利用希望

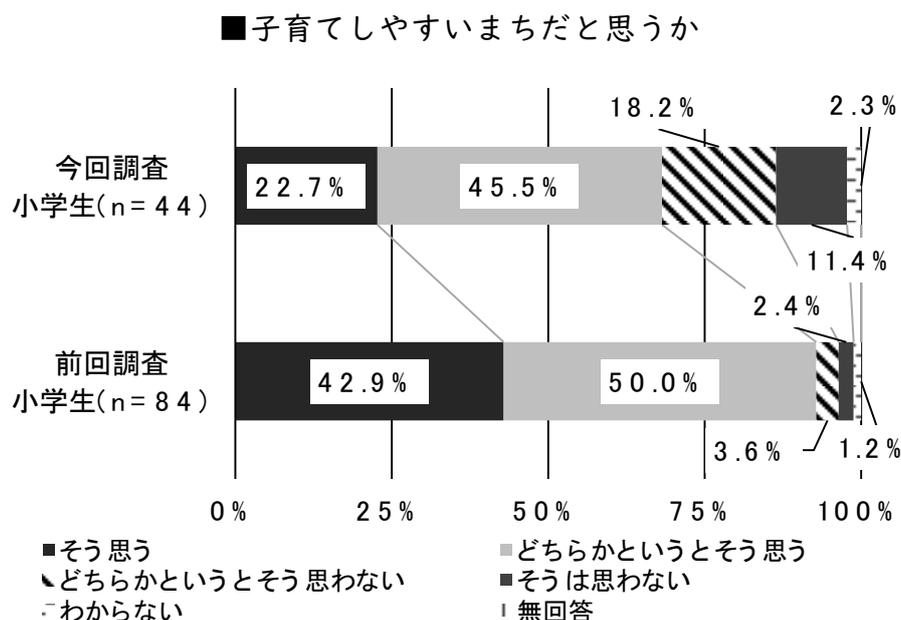


(ウ) 子育て環境について

① 美深町は子育てをしやすいまちだと思うか (SA)

前回調査と比較して、「そう思う」の割合と「どちらかというと思う」の割合の合計は、92.9%から68.2%へ24.7ポイント減少しています。

一方で、「どちらかというと思わない」の割合と「そうは思わない」の割合の合計は、6.0%から29.6%へ23.6%増加しており、美深町の子育て環境に対する保護者の満足度が低下していることが示されています。



## ② 子育てしやすいまちづくりのために最も重要だと思うこと (MA)

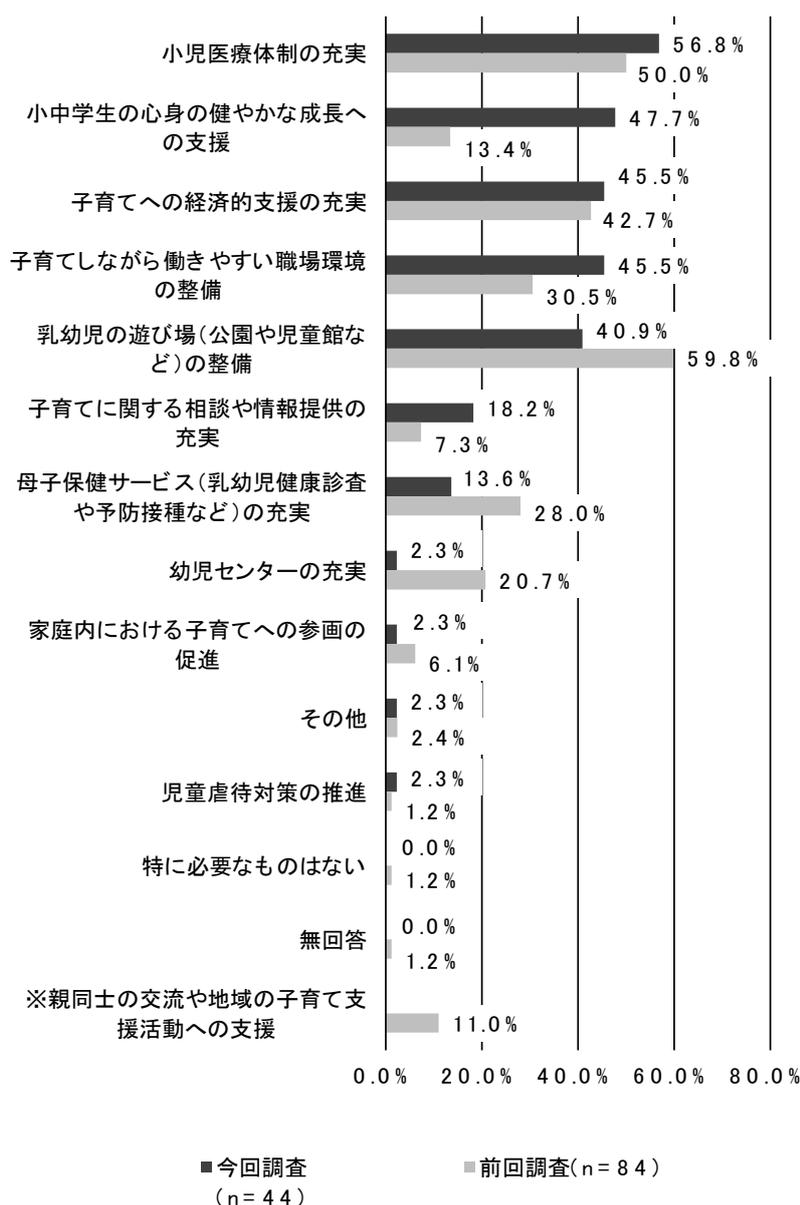
「小児医療体制の充実」の割合が56.8%で最も多く、次いで、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」の割合が47.7%となっています。

前回調査と比較して、「小児医療体制の充実」の割合は50.0%から56.8%へ6.8ポイント増加しています。

また、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」の割合は13.4%から47.7%へ34.3ポイント増加しています。

前回に引き続きこどもたちの医療体制を必要とする一方で、小中学生の健やかな成長を促進する体制が必要とされていることが分かります。

## ■ 子育てしやすいまちづくりのために重要だと思うこと



## 第3章 第2期計画の実施状況

### 1 教育・保育事業の状況

#### (1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

1号認定の実績は年々減少しており、共働きの増加によって、量の見込みを下回る実績となりました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	17人	20人	19人	18人	15人
確保の内容	17人	20人	19人	18人	15人
特定教育・保育施設	17人	20人	19人	18人	15人
実績	14人	15人	19人	13人	10人
特定教育・保育施設	14人	15人	19人	13人	10人

#### (2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定は子どもの人数減少や共働きの増加などによって、年度によって変動する実績となりました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	39人	49人	49人	48人	41人
確保の内容	39人	49人	49人	48人	41人
特定教育・保育施設	39人	49人	49人	48人	41人
実績	43人	46人	40人	45人	53人
特定教育・保育施設	43人	46人	40人	45人	53人

#### (3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定の実績は量の見込みと同様に横ばいで推移しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	26人	21人	20人	20人	19人
確保の内容	26人	21人	20人	20人	19人
特定教育・保育施設	26人	21人	20人	20人	19人
実績	39人	39人	42人	39人	29人
特定教育・保育施設	39人	39人	42人	39人	29人

## 2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、利用にあたっての相談・助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

本町では幼児センターを主体に、各関係機関と情報共有、連携を図りながら実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実施主体	幼児センター・保健福祉課				

### (2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

本町では幼児センターで実施しており、親子同士の交流や遊びが楽しめるような場の提供を行いました。

未就園児の親子の利用人数は減少しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込(延べ人数)	1,500人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人
確保の内容(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績(延べ人数)	837人	819人	891人	378人	468人
実施主体	幼児センター				

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に医学的検査を実施する事業です。

本町では里帰りの妊婦も含め対象者全件に実施しており、実績は量の見込みを大きく下回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込(件)	448件	448件	448件	392件	392件
確保の内容(件)	448件	448件	448件	392件	392件
実績(件)	435件	357件	338件	236件	288人
実施主体	保健福祉課				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町では対象者全件に実施しており、里帰りの乳児に対しては、他市町村に依頼し実施しました。実績は量の見込みを上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	16人	16人	16人	14人	14人
確保の内容（延べ人数）	16人	16人	16人	14人	14人
実績（延べ人数）	26人	18人	19人	17人	11人
実施主体	保健福祉課				

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが必要と判断される家庭に、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援などを行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容（延べ人数）	1人	1人	1人	1人	1人
実績（延べ人数）	3人	6人	5人	4人	6人
実施主体	保健福祉課				

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

本町では必要に応じ、関係機関との連携により別途対応しています。

(7) 子育て短期支援事業

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）や、夜間養護等（トワイライトステイ）を行う事業です。

本町では保護者が就労等により児童を一時的に養育する場合や、配偶者からの暴力等により、緊急一時的に保護が必要な場合に対応するため実施しており、近年実績はありませんが、今後も必要な事業となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	11人	12人	11人	11人	10人
確保の内容（延べ人数）	11人	12人	11人	11人	10人
実績（延べ人数）	0人	0人	0人	0人	0人
実施主体	保健福祉課				

## (8) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容（延べ人数）	0人	0人	0人	0人	0人
実績（延べ人数）	未 実 施				

## (9) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児センターで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では未就園児の母親の就労や私的理由により利用人数が増えています。迅速な対応で受入れを行いました。実績は量の見込を大きく上回っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	153人	140人	129人	121人	129人
確保の内容（延べ人数）	153人	140人	129人	121人	129人
実績（延べ人数）	183人	287人	358人	141人	206人
実施主体	幼児センター				

## (10) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外において、幼児センターで引き続き保育を実施する事業です。

本町では希望者が利用ができるように体制を整えて受入れを行いました。実績は令和4年度を除き横ばいを推移しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（実人数）	10人	10人	10人	10人	10人
確保の内容（実人数）	10人	10人	10人	10人	10人
実績（実人数）	12人	9人	2人	12人	11人
実施主体	幼児センター				

(11) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容（延べ人数）	0人	0人	0人	0人	0人
実績（延べ人数）	未 実 施				

(12) 放課後児童健全育成事業

児童厚生施設として児童館を設置するとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童等に対し、放課後等の子どもが安心して活動できる場の確保を図るため、児童館に放課後児童クラブ、文化会館COMI00に放課後子ども教室を開設し、次代を担う児童等の健全育成を行う事業です。

本町では放課後児童の安全・安心な居場所づくりとして「放課後子どもプラン推進事業」「児童館事業」を実施しており、保護者や地域の方々にも事業が浸透しているため、地域の教育力を活用しながら順調に進められました。

しかし、核家族化の進展や少子化に伴い、児童生徒数は減少しているものの、就労形態の多様化により登録人数は増加の傾向にあり、指導員の配置や障がい児の受入等の体制整備をどのように進めていくのが課題となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	児童館 年平均利用人数	25人	25人	25人	25人	25人
	放課後児童クラブ 年平均利用人数	20人	20人	20人	20人	20人
	放課後子ども教室 年平均利用人数	19人	19人	19人	19人	19人
確保内容	放課後児童クラブ 登録人数	70人	70人	70人	70人	70人
	放課後子ども教室 登録人数	100人	100人	100人	100人	100人
実績	児童館 年平均利用人数	19.7人	16.4人	15.1人	16.0人	17.9人
	放課後児童クラブ 登録人数	85人	60人	61人	55人	68人
	放課後子ども教室 登録人数	87人	60人	61人	56人	69人
実施主体		教育委員会				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等の支援や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

本町では必要に応じて相談・助言等を実施しています。

## 第4章 計画の基本的な考え方・事業計画

### 1 基本理念と基本的視点

本計画では、第2期美深町子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「こどもいきいき、親あんしん、地域で支えるびふかっ子」を継続して基本理念とします。

#### 基本理念

**こどもいきいき、親あんしん、  
地域で支えるびふかっ子**

子どもを中心に置き、子どもの成長を一番に考えた支援の充実を図るとともに、その子育て支援を担う保護者への支援は欠かすことができません。

保護者の子育て力の向上、また、子ども子育て家庭を取り巻く住民が積極的な支援を行えるよう「まち全体で子育てを」という意思づけを引き続き進めます。

計画を推進していくうえでは、6つの視点を引き続き継承します。

- (1) こどもの視点
- (2) 次代の親づくりの視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

## 2 基本目標

本計画においては、基本理念の実現をめざすため、次の9つの基本目標を定めます。

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) こどもと保護者の豊かな健康づくりの推進
- (3) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- (7) こどもの安全の確保
- (8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- (9) こども・若者が個人として尊重され、自分らしく成長できる地域社会の実現

### 3 施策の体系



## (1) 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭が安心して子育てを行うために、子どもの健やかな成長を地域全体で守り育てる様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育サービスの充実や地域の社会資源等の活用による交流活動の促進、地域における子育てネットワークの形成等、子育て家庭と地域の子育て力の向上に努めます。

また、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

### ① 子育て支援サービスの充実

事業名	内 容	所 管
通常保育事業	保護者が就労等により家庭内で保育できない0歳から小学校就学前の乳幼児に対し、必要な保育を行います。	幼児センター
時間外保育事業	通常保育時間を超えて保育が必要な乳幼児に対し、時間内に必要な保育を行います。	幼児センター
一時預かり事業	職業訓練や入院、冠婚葬祭などの理由で保育が必要になった未就園児に対し、一時的に保育を行います。 平日に通常の時間を超えて保育が必要な幼児（保育認定を受けている乳幼児を除く。）に対し、時間内に必要な保育を行います。	幼児センター
放課後児童クラブ事業 (学童保育)	就労等により、保護者等が昼間家庭にいない児童を対象として、児童館に開設します。	教育委員会
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の病気やその他の理由により家庭における児童の養育が困難となった場合に、一時的に養育・保護を行います。	保健福祉課
育児支援家庭訪問事業	保健師による新生児訪問とあわせて取り組み、出産後間もない段階から支援の必要な家庭を把握し、必要に応じ関係機関と連携して相談・指導・助言を行い、安定した育児養育支援を行います。	保健福祉課
つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ保護者が気軽に集い語り合う中で、精神的な安定を得るとともに、様々な悩みや問題解決の糸口を探す機会を提供する事業です。利用目的に合わせた多様な場面を設定し、親子間の交流や育児の孤立化を防止します。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域で子育てを支援する拠点として、子育て相談等の地域支援を行います。 幼児センターにおいて子育て支援室を継続して開設し、「遊びの場の開放」「遊びの広場」や「子育て相談」「子育て講座」を行うとともに、専門的な機関とも連携して子育てに関する相談、指導体制を整えます。	幼児センター
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談・助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。	幼児センター 保健福祉課

こども誰でも通園事業	毎日の育児に疲れている方や、子どもにいつもとは違う経験をさせたい方など、未就園児を対象に一時的に幼児センターへ通園させ、集団生活を体験できる環境を整えます。また、幼児教諭や栄養士が保護者の抱える子育ての悩みや不安へのアドバイスを行います。	幼児センター
------------	---	--------

## ② 利用者負担額等の軽減

事業名	内 容	所 管
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化について、3～5歳児及び0～2歳児の住民税非課税世帯の保育料の無償化を継続します。	幼児センター
学校給食費軽減事業	学校給食において、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会

## ③ 子育て応援力の強化

事業名	内 容	所 管
子育て支援情報等の提供	子育て支援サービスや子育て情報を集約し、保護者が町の子育て支援について一覧でわかるパンフレットを作成し配布します。	保健福祉課
地域子育て力強化事業	「せわずき・せわやき隊」を中心に、地域における子育て支援活動を行うとともに、地域に広がる活動となるよう進めます。	保健福祉課

## ④ 児童の健全育成

事業名	内 容	所 管
放課後子ども教室事業	放課後の児童、生徒が安心して活動できる場としてCOM100に開設し、活動推進員等を配置して実施します。	教育委員会
放課後や週末、長期休業日における児童等の居場所づくり	地域において児童等が安全・安心に活動できる施設として、児童館やCOM100図書室、体育施設などを活用し、多様な活動ができる場を提供します。	教育委員会
様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組	児童館や学校等の活用や、青少年団体と連携し、児童の健全育成の取組や親子ふれあい事業の展開、社会性や自主性を養う場の提供を継続します。	教育委員会
児童委員(民生委員)の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	各関係機関と連携を図り、児童の健全育成や虐待防止などの活動に取り組むとともに、地域の中での身近な相談者となるよう活動を推進します。	保健福祉課

少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	各学校をはじめとする地域の関係機関と連携し、町内青少年の現状把握や問題行動に関する対策を充実します。 また、関係機関と警察署との連携による巡回指導を継続し、非行防止に努めます。	教育委員会
--	---	-------

## ⑤ その他（世代間交流の推進等）

事業名	内 容	所 管
地域子育て世代間交流の推進	COMカレッジ   I O美深大学等との世代間の交流を継続して推進します。 また、幼児センターや各学校と連携した幼児教育の推進に努めます。	教育委員会 幼児センター

## (2) 子どもと保護者の豊かな健康づくりの推進

子どもが健やかに成長するためには、子どもと保護者が健康であることが必要です。このため、妊娠、出産、子育ての各段階に応じたきめ細かな支援を推進します。

また、発達段階における食育の推進や医療体制の充実、医療費負担の軽減を図ります。

## ① 子どもや保護者の健康の確保

事業名	内 容	所 管
妊娠期からの継続した支援体制の整備	妊婦の健康保持、安全安心な出産、乳児の順調な発育・発達、育児不安の軽減、保護者自身の健康保持、児童虐待の防止等子どもと保護者に対し、妊娠期からの継続した支援体制を推進します。	保健福祉課
赤ちゃん訪問、乳幼児健診、歯科検診等の充実	妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期の各期に応じた各種健診や保健指導、補助を充実し、安心して子育てができる環境を整えます。	保健福祉課
訪問、乳幼児健診等あらゆる場面での相談の充実	育児不安の解消や児童虐待の早期発見、揺さぶられっこ症候群、誤飲、転落・転倒、やけどなど子どもの事故防止のための啓発や相談体制の充実を図ります。	保健福祉課

## ② 食育の推進

事業名	内 容	所 管
子どもの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供を継続して進めます。 また、地産地消を合わせた食に関する体験活動を、子ども参加型と親子ふれあい型など様々な形態を模索しながら推進します。	教育委員会 幼児センター 保健福祉課

## ③ 小児医療の充実

事業名	内 容	所 管
小児医療の充実	子どもを健やかに育てる基盤となる小児医療については、広域的な取組を中心に北海道や近隣の市町村及び関係機関、各医療機関と連携し体制の確保を図ります。	保健福祉課
医療費助成事業	子育てにおける経済的支援の一助と対象家庭の福祉向上を図るため、北海道の助成制度を活用し、それぞれの対象の医療費負担軽減（高校生以下の児童の医療費、ひとり親家庭の子の医療費と親の入院医療費、重度身体障害者(児)、重度知的障害者(児)の医療費）を継続します。	住民生活課

## (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感情を備え、かつ調和のとれた人として成長するために家庭、学校、地域が連携し、教育力の向上を図ります。

また、次代の親の育成を図る観点から、若者が家庭を持つことに夢や希望が持てる事業を継続して取り組みます。

## ① 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実

事業名	内 容	所 管
自らの心身を守る正しい知識の普及と豊かな人間性を学ぶ環境の推進	子どもが自身の健康保持増進を考えることができるように、発達段階に応じた一貫した学習の進め方について担当部署と検討します。 その上で、将来の生活習慣病予防や性、薬物等、子どもの心身に影響がでないように正しい知識の普及を推進します。また、幼児センターにおいては、各学校との連携を図り、児童や生徒が乳幼児とふれあうことで各発達段階時期の相互の特徴を知ることができ、子育てについてのイメージを持てるような場面を継続して設定します。	教育委員会 保健福祉課 幼児センター
心の問題に係る相談体制の充実	各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。	教育委員会

## ② 子どもの生きる力を育む学校教育環境等の整備

事業名	内 容	所 管
一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	加配教員の配置により、学習指導の充実に努め、子どもたちの個に応じたきめ細やかな指導を充実します。	教育委員会
英語教育の推進	幼児センター、小学校、中学校等にALT（外国語指導助手）及び英語指導助手を派遣し、国際感覚の醸成やコミュニケーションを目的として英語を運用することができる人材の育成を図ります。	教育委員会

健康教育の推進	子どもたちに、心身の健康保持増進に必要な知識と適切な生活習慣が身につくよう、継続して健康教育を推進します。	教育委員会
道徳教育の充実	子どもたちの豊かな心を育むため、継続して指導方法の工夫に努め、心に響く道徳教育の充実を図ります。	教育委員会
地域との連携による多様な体験活動の推進	子どもたちの「生きる力」を育むための方策として、自然体験活動などの地域と連携した多様な体験活動はとて有意義なものであるため、今後も地域と連携して取り組みます。	教育委員会
相談体制の整備	地域住民からの教育行政に関する意見や要望などに的確に対応するため、相談窓口となる教育行政相談員を配置します。	教育委員会
安全で豊かな環境の学校施設の整備	子どもたちに安全で豊かな環境を提供するため、学校施設の保守点検に努めます。	教育委員会
児童生徒の安全管理	各学校において作成した危機管理マニュアルを徹底し、家庭や地域との関係機関・関係団体と連携しながら、安全管理に万全を期すよう努めます。	教育委員会
コミュニティ・スクールの活用	保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。	教育委員会
山村留学制度推進事業	雄大な自然の中で学校生活を送り、人間性豊かな児童生徒の育成を図るため、山村留学希望者の確保と受入体制の整備を進め、事業の継続と特色ある教育を推進します。	教育委員会
青少年教育交流事業	生活、文化、経済事情の違いを体験するとともに、産業視察、ホームステイを通じて感性豊かな児童生徒の育成を図るため、交流事業に継続して取り組みます。	教育委員会
幼児センターの運営	職員研修の充実を図り、一人一人の子どもに応じた保育、教育を通じ、豊かな人間形成の基礎を養います。 また、小学校への円滑な接続を図るため、職員を含めた交流事業を行います。	幼児センター
乳児保育・幼児教育についての情報交換	幼児センターの事業運営について情報を積極的に提供するとともに、発表会や運動会を通じ、保護者や地域の人たちとの連携を図り、乳児保育・幼児教育についての情報交換に努めます。	幼児センター

### ③ 家庭や地域教育力の向上

事業名	内 容	所 管
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	子どもの成長発達に応じた家庭教育に関する学習機会や場の確保、情報の提供に努めます。	教育委員会 保健福祉課
公民館事業：家庭教育学級の開催	保護者の学ぶ機会を提供するため、開催方法や内容を検討しながら家庭教育に関する諸講座の開催に努めます。	教育委員会
地域における多様な体験活動の充実	地域の人材や関係機関と連携を図り、子どもたちに多様な体験活動の機会を提供するよう努めます。	教育委員会

地域におけるスポーツ環境の確保	地域の各種団体と連携し、子どもたちの多様なニーズにこたえる地域スポーツ環境の整備とスポーツ指導者の確保に努めます。	教育委員会
スポーツ教室事業	幼少期からスポーツに親しむ機会の提供に努めるとともに体力の向上を図ります。	教育委員会
スポーツ大会事業	スポーツを通して町民が一堂に会する場を設け、地域における異世代間交流、親子のふれあいに配慮した競技や種目を継続します。	教育委員会
体育施設の利用	子どもの利用しやすい施設整備や利用時間の設定に努めます。また、学校開放事業についても、継続して進めます。	教育委員会

#### ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	内 容	所 管
子どもたちを有害環境から守るための取り組み	関係機関・団体やPTA等の地域住民と連携・協力して、性・暴力などの有害情報から子どもたちを守るため、学習会や研修会等の開催により、それぞれが危機感を持てるような意識づくりを行うとともに、様々な機会を通して啓発活動を強化します。	教育委員会

### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと保護者が安全安心で快適な生活を送れるよう、道路環境等公共施設の整備を推進し、公共施設のバリアフリー化や、子どもを健やかに育てられる環境保全の取組など、子育て環境の推進に努めます。

また、ニーズに併せ、買い物支援サービスを実施します。

#### ① 住宅及び公園環境の確保

事業名	内 容	所 管
公営住宅整備と公園管理	子供の成長に対応した柔軟な公営住宅の検討や、公営住宅児童遊園の適正な維持管理に努めます。 公園の遊具等については、多くの町民が利用できるよう、今後も様々なアイデアによる整備と健全な維持管理に努めます。	建設水道課

## ② 子どもが遊べる環境づくり

事業名	内 容	所 管
遊び場の確保	保護者からの要望の多い「遊び場」の確保については、関係部署との連携により、既存施設を有効に活用しながら屋内外で安心して遊べる場の確保に向けて、改めて保護者等の意見を聞きながら、検討を進めます。	教育委員会 幼児センター 保健福祉課

## ③ 安全な道路交通環境の整備

事業名	内 容	所 管
安全な道路環境の整備	地域生活道路について、歩道及び車道の維持補修を随時行うとともに、カーブミラーなどの交通安全設備についても地域と協議しながら整備を図り、安全な道路交通環境維持に努めます。	建設水道課 住民生活課

## ④ 公共施設のバリアフリー化の推進

事業名	内 容	所 管
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の大規模改修や新築の際に、妊産婦や乳幼児連れの方が安心して利用できるよう、バリアフリー化などの環境整備に努めます。	建設水道課

## ⑤ 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	内 容	所 管
通学路や公共施設等における防犯設備の整備	交通安全、防犯灯・街灯の維持管理については、自治会及び市街地街灯維持会の要望を考慮しながら維持管理を継続し、夜間における交通安全や治安の維持に努めます。 道路新設や公共施設建設などに伴い、必要な場所に街灯の設置を行います。	住民生活課 建設水道課 総務課

## ⑥ 快適な住まい環境の整備促進

事業名	内 容	所 管
快適な住まい環境の整備促進	18歳以下の子供を扶養している世帯が、住宅の新築若しくは10㎡以上の増築を伴う改築を行う場合、通常の住環境整備に係る補助に上乗せした支援を行い、安心して子育てができる環境の充実を図ります。(令和9年3月31日まで)	企画商工観光課

## ⑦ 買い物支援サービスの推進

事業名	内 容	所 管
買い物宅配サービス事業	買い物購入品を自宅に持って帰ることが困難な未就学児童のいる世帯に対し、購入品を宅配するサービスを行います。(びふかニューパブリック協議会)	企画商工観光課 (びふかニューパブリック協議会)

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女が共に働きやすく、子育てと仕事を両立できる職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の実現に向けた広報、啓発活動を推進するとともに、多様な就労状況に対応できる支援基盤の整備に努めます。

## ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業名	内 容	所 管
仕事と生活の調和実現を目指した広報・啓発、情報提供	労働者、事業主、地域住民の意識改革を推進するため、国・北海道・関係団体と連携を図りながら広報・啓発、情報提供に努めます。	企画商工観光課

## ② 仕事と子育ての両立の推進

事業名	内 容	所 管
仕事と子育ての両立のための基盤整備	仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスや学童保育の充実を図るとともに、要望のあるファミリーサポートセンター実施について協議します。	保健福祉課 教育委員会

## (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

少子化対策の一環として、結婚・妊娠・出産・育児の各段階に応じた切れ目のない支援の提供に努めます。

新たにこども家庭センターを設置し、子育てを総合的に支援するほか、出産期・子育て期の経済的支援を実施します。

## ① 結婚に関する支援の推進

事業名	内 容	所 管
グリーンパートナー確保事業 (美深町農業後継者育成推進協議会事業)	婚活に意欲のある独身農業青年に対し、婚活推進及び婚活にかかる費用を支援します。また、結婚された農業青年に結婚記念品を贈呈します。	農業委員会 (美深町農業後継者育成推進協議会)

## ② 妊娠に関する支援の推進

事業名	内 容	所 管
出産子育て応援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行うため妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	保健福祉課
不妊治療費補助事業	医師が必要と認めた治療に係る医療費の自己負担額と保険適用外治療費の一部を補助します。また、北海道特定不妊治療公費負担事業の助成額を超えた費用の一部を補助します。	保健福祉課

## ③ 相談支援の充実

事業名	内 容	所 管
こども家庭センターの設置	妊娠期から子育て期までの総合的な支援を実施し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に向けて、こども家庭センターを設置します。	保健福祉課
保護者への相談支援	生活保護世帯や生活困窮者の自立に向けた相談のほか、子育て支援を必要とする過程に対する相談支援の取組を推進します。	保健福祉課

## (7) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関や地域等と連携して安全確保と防犯に努めます。

## ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	内 容	所 管
交通安全教育等の実施	交通安全指導員や地域の団体、関係機関と連携し、保護者や児童に対し様々な機会を利用して意識啓発に取り組みます。	住民生活課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用を推進するため、普及啓発活動を展開します。 さらにチャイルドシートの普及と購入負担の軽減を図るためレンタル事業を継続します。	住民生活課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	内 容	所 管
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	地域安全推進協議会を中心として、関係機関・団体と連携して交通安全や犯罪防止を推進します。 また、子どもたちをはじめ保護者や地域住民の防犯意識の高揚を図るため、防犯弁論大会等を継続して開催します。 (事業主体：美深地区地域安全推進協議会連合会)	住民生活課
学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	地域全体の防犯活動とあわせて、自主防犯パトロール活動を推進し、子どもたちの安全確保に努めます。 (事業主体：美深町地域安全推進協議会)	住民生活課 教育委員会
子ども110番の家等ボランティア活動の支援	子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」について、地域の方々の理解と協力を得ながら、継続した登録を呼びかけます。 (事業主体：美深町青少年育成協議会)	教育委員会

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等の自立支援、障がいのある子どもと保護者の支援のほか、生活困窮世帯等に対する経済的負担の軽減などの支援体制を整備します。

① 児童虐待防止対策の充実

事業名	内 容	所 管
関係機関との役割分担及び連携の推進	要保児童対策地域協議会を中心に、各関係機関との連携し、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応に努め、適正な支援を行います。	保健福祉課

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	内 容	所 管
ひとり親家庭等の自立支援の推進	子育てなどの日常生活や、就業、養育費等に関する支援について、国・道の支援事業を中心に実施するとともに、多くのひとり親家庭等に周知できるようリーフ等を配布して情報提供を行います。	保健福祉課

## ③ 障がい児施策の充実

事業名	内 容	所 管
健康診断等による予防・早期発見	障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健康診断等を推進し、必要な場合は保護者との十分な話し合いにより関係機関へつなげ早期療育を行います。また、近隣市町村で広域運営している名寄地域子ども発達支援推進連絡協議会で早期発見・療育体制の確保を図ります。	保健福祉課
適切な医療・福祉サービスの充実	障害者自立支援法に基づく各種福祉サービスを中心に制度の周知を含めて支援するとともに、近隣市町村で共同運営を行っている療育指導訓練事業についても体制を維持継続するよう努めます。	保健福祉課
教育支援体制の整備	特別な教育的支援を必要とする児童に対し、教育・福祉・医療等の関係機関が連携・協力し、将来にわたり一貫して教育をサポートします。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、経費の一部補助を継続します。	教育委員会
各事業における障がい児の受入れ	各種保育事業等において、必要な職員体制を確保し、可能な限り障がい児の受入れに努めるとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。	教育委員会 幼児センター
関係機関・団体との連携協力	児童相談所の巡回児童相談を活用し、相談体制の確保に努めます。	保健福祉課

## ④ 生活困窮世帯に対する経済的負担の軽減

事業名	内 容	所 管
要保護及び準要保護児童生徒支援事業	学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し給付を実施します。 【学用品、修学旅行費、通学用品、給食費】	教育委員会

## (9) こども・若者が個人として尊重され、自分らしく成長できる地域社会の実現

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会のまんなかに据えて、こどもや若者の意見を聴く場を設けます。

また、こどもの権利やこども基本法を広く住民へ周知し、理解を深めます。

さらに、高校や大学進学等に対する支援を実施します。

① こども・若者の多様な人格・個性の尊重

事業名	内 容	所 管
こどもの権利の普及啓発	子どもの権利条約やこども基本法について、こども・若者や子育て当事者を含む町民に対し、正しく理解されるよう情報発信や普及啓発に努めます。	保健福祉課

② こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、住みよいまちづくりの推進

事業名	内 容	所 管
こども未来トーク事業	地域のこどもたちが美深を知る体験と愛着を育てる機会として、町長と対話を行うことで、我が町「美深町」への関心を高め、こども・若者の意見が町政へ反映されるよう努めます。	企画商工観光課 保健福祉課
若者、子育て当事者の意見反映の促進	インターネットやSNSを活用するなどして、幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が町政に反映されるよう努めます。	保健福祉課

③ 高校・大学進学等に対する支援

事業名	内 容	所 管
育英資金貸付	大学・高校などへ進学する生徒がいる家庭で、経済的理由により修学が困難な方に対し、育英資金を貸付します。	教育委員会
美深高等学校卒業生奨学金	美深高等学校を卒業し、大学や短期大学、専門学校に進学する生徒に対し、返済不用の奨学金を支給します。	教育委員会

# 第5章 子ども・子育て支援事業

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

美深町における就学前子どもの教育・保育に関しては、美深町幼児センターでサービスを提供しています。

したがって、現状のサービス提供体制と町の人口規模を踏まえ、美深町全域を1つの単位とします。

## 2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

### (1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	12人	11人	9人	9人	8人
確保の内容	12人	11人	9人	9人	8人
特定教育・保育施設	12人	11人	9人	9人	8人

### (2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	46人	44人	35人	35人	32人
確保の内容	46人	44人	35人	35人	32人
特定教育・保育施設	46人	44人	35人	35人	32人

(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	42人	37人	39人	36人	35人
0歳	10人	9人	9人	9人	8人
1歳	12人	14人	12人	12人	12人
2歳	20人	14人	18人	15人	15人
確保の内容	42人	37人	39人	36人	35人
0歳	10人	9人	9人	9人	8人
1歳	12人	14人	12人	12人	12人
2歳	20人	14人	18人	15人	15人
特定教育・保育施設	42人	37人	29人	36人	35人

### 3 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、利用にあたっての相談・助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
実施主体	幼児センター・保健福祉課				
確保方策の考え方	情報共有、連携を図りながら実施します。				

(2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	353人	315人	330人	307人	292人
確保の内容（延べ人数）	353人	315人	330人	307人	292人
確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	利用希望者全件の受入れを想定します。				

## (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に医学的検査を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(件)	196	196	196	196	168
確保の内容(件)	196	196	196	196	168
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	対象者に対して全件実施します。				

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(延べ人数)	16人	14人	14人	14人	12人
確保の内容(延べ人数)	16人	14人	14人	14人	12人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	対象者に対して全件実施します。				

## (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが必要と判断される家庭に、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援などを行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込(延べ人数)	4人	4人	3人	3人	3人
確保の内容(延べ人数)	4人	4人	3人	3人	3人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	対象者に対して、相談体制の確保を図ります。				

### (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上と、ネットワーク機関相互の円滑な連携を図る事業です。

確保方策の考え方	必要に応じ、関係機関との連携により別途対応します。
----------	---------------------------

### (7) 子育て短期支援事業

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）や、夜間養護等（トワイライトステイ）を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容（延べ人数）	10人	10人	10人	10人	10人
実施か所数	1	1	1	1	1
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急対策において、孤立した育児によって虐待につながらないよう、子育て短期支援事業等の充実が求められました。これを踏まえて近年、当町での利用実績は少ないですが、緊急時の対応や、利用者のニーズを的確に見極め、提供体制の確保を図ります。				

### (8) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	-	-	-	-	-
確保の内容（延べ人数）	-	-	-	-	-
確保方策の考え方	対象者のニーズを的確に見極め、今後の事業化を含め検討事項とします。				

## (9) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児センターで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	145人	138人	111人	111人	99人
確保の内容（延べ人数）	145人	138人	111人	111人	99人
実施か所数	1	1	1	1	1
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	利用者のニーズを的確に見極め、適切な提供体制の確保を図ります。				

## (10) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外に幼児センターで引き続き保育を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（実人数）	10人	9人	8人	8人	8人
確保の内容（実人数）	10人	9人	8人	8人	8人
実施か所数	1	1	1	1	1
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	利用者のニーズを的確に見極め、適切な提供体制の確保を図ります。				

## (11) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	-	-	-	-	-
確保の内容（延べ人数）	-	-	-	-	-
確保方策の考え方	実施体制確保が困難であり、今後の検討事項とします。				

### (12) 放課後健全育成事業

児童厚生施設として児童館を設置するとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童等に対し、子どもが放課後等に安心して活動できる場の確保を図るため、児童館に放課後児童クラブ、文化会館COM100に放課後子ども教室を開設し、次代を担う児童等の健全育成を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込	利用者推計人数	47人	45人	45人	45人	44人
	1年生	11人	11人	11人	11人	11人
	2年生	10人	10人	10人	10人	10人
	3年生	9人	8人	8人	8人	8人
	4年生	9人	8人	8人	8人	8人
	5年生	4人	4人	4人	4人	4人
	6年生	4人	4人	4人	4人	4人
確保の内容		47人	45人	45人	45人	44人
実施主体		教育委員会				
確保方策の考え方		核家族化の進展や少子化に伴い、児童生徒数は年々減少しているものの、保護者の就労形態の多様化により、保護者が昼間家庭にいない児童等は増加しています。 このような状況から、子どもが放課後等に安心して活動できる場が求められており、放課後子どもプラン推進事業による児童クラブと子ども教室の開設、児童厚生施設である児童館を設置し、児童等の健全育成に向けた提供体制の確保に努めます。 また、障がい児の利用者受入れは、福祉部門との連携による専門的な支援が受けられるよう放課後等デイサービスへの誘導を進めます。				

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

必要とされる助成については、今後検討します。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等の支援や、障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。新規参入を希望する事業者等が出た場合に相談・助言等を実施します。

## (15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの総合的な支援を実施し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に向けて、相談体制の確保を図る事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	42人	42人	42人	36人	36人
確保の内容（延べ人数）	42人	42人	42人	36人	36人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	切れ目のない支援に向け、こども家庭センターを設置し相談体制を確保します。				

## (16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

毎日の育児に疲れている方や子どもにいつもとは違う経験をさせたい方など、未就園児を対象に一時的に幼児センターへ通園させて集団生活を体験することができる環境を整え、幼児教諭や栄養士が保護者の抱える子育ての悩みや不安へのアドバイスを行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	－	10人	9人	9人	8人
0歳児	－	5人	4人	4人	3人
1歳児	－	3人	3人	3人	3人
2歳児	－	2人	2人	2人	2人
確保の内容（延べ人数）	－	10人	9人	9人	8人
0歳児	－	5人	4人	3人	3人
1歳児	－	3人	3人	3人	3人
2歳児	－	2人	2人	2人	2人
実施か所数	－	1	1	1	8人
実施主体	幼児センター				
確保方策の考え方	こども誰でも通園制度について、令和8年度から実施できる体制を整備します。				

## (17) 産後ケア事業

町が委託した助産師による自宅訪問又は助産院への来所で、母の体調や授乳、骨盤ケア、育児などについて相談が受けられる事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（延べ人数）	30人	30人	30人	30人	30人
確保の内容（延べ人数）	30人	30人	30人	30人	30人
実施主体	保健福祉課				
確保方策の考え方	利用者のニーズを的確に見極め、適切な提供体制を確保します。				

## 第6章 計画の推進にあたって

---

### 1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、さらにこども計画を兼ねており、町内のすべてのこどもと子育て家庭を対象とした、子育て支援を総合的に推進するものです。

そのため、全町的に広く連携し、美深町全体として、こども・子育て支援に取り組むことが必要です。

町内の子育て支援にかかわる家庭をはじめ、幼児センター、学校、地域、その他関係機関や団体等との連携の強化を図ります。

また、住民との協働で計画を推進していくためには、さまざまな取組について広く周知していくことが重要であるため、広報誌やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、こども・子育てに関する計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報について周知を図ります。

### 2 計画の推進管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内において進捗状況の把握・点検を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・道の動向に的確かつ柔軟に対応するため、情報収集に努め、必要に応じて計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

## 《資料》 計画策定委員会

### (1) 第3期こども・子育て支援事業計画策定委員会

委員長：齊藤宏行 副委員長：渡辺美由紀

機関・団体名	役職	委員名
幼児センター父母と先生の会	会長	奥山 朋恵
美深小学校 P T A	会長	岩崎 甚一郎
美深中学校 P T A	会長	渡辺 弘規
美深高等学校 P T A	副会長	小倉 雅博
美深町自治会連合会	理事	藤原 芳幸
美深町青少年育成協議会	会長	齊藤 宏行
美深町商工会	事務局長	渡辺 美由紀
幼児センター保育士	副主幹	伴井 奈緒恵
放課後児童クラブ従事者	児童厚生員	広瀬 和代
美深町社会福祉協議会	副会長	十亀 和己
美深町民生委員協議会	主任児童委員	宇野 育子
美深子ども家庭支援センター	センター長	長野 正稔
一般公募	Teto teto (子育てサークル)	塩田 かすみ

### (2) 計画策定の経緯等

年 月	概要
令和6年 8月23日	第1回策定委員会
令和6年 11月～12月	ニーズ調査実施
令和7年 1月～2月	ニーズ調査集計・分析
令和7年 2月28日	第2回策定委員会
令和7年 3月25日	第3回策定委員会

---

第3期 美深町こども・子育て支援事業計画

令和7年3月

担当：美深町保健福祉課

〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町18番地

電話：(01656) -2-1683 FAX：(01656) -2-1626

Eメール：b-fukusi@town.bifuka.hokkaido.jp

---